

Title	鷺宮國寶考
Sub Title	
Author	中島, 竝(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.23(183)- 48(208)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

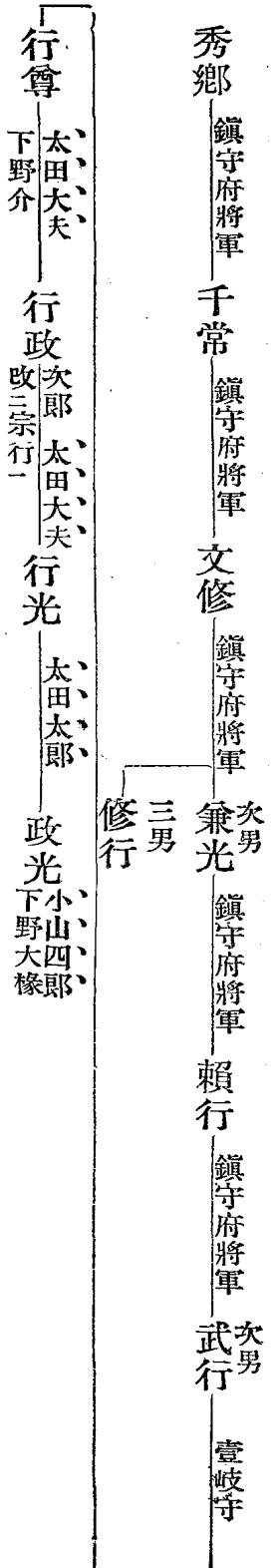
# 鷲宮國寶考

埼玉縣南埼玉郡鷲宮村に鎮座まします縣社鷲宮神社に、今は國寶となれる太刀一振あり、昔下野守小山義政の奉納せし所の者にして、長さ三尺三寸五分、刀身の左面に武州太田庄鷲山大明神の十字、右面に永和二年卯月十九日義政の十一字を銘し、刀莖に備中國住人吉次と刀工の名を刻せり。永和二年は北朝後圓融天皇の年號にして、南朝の後龜山天皇天授二年に當り、殆ど五百五十年前の物たり。今日よりして之を視れば、小山と鷲宮とは、下野武藏國境遠く隔り、里程も十里に上り、何等相通へる路線も無ければ、突然聞きたる耳には、義政何の緣故ありてかの疑念を起さざる者は少かるべし。されど立ち返りて靜に當初を思ひ、深く事の仔細を考ふるに至りては、誠に然るべき理ありて然りし者なりしことを悟り得べく、疑の雲は忽ち拂はずして霽れつべし。とばかりにては恐らく語りて詳ならぬ憾も有なん。余は鷲宮に程近く同じ昔の太田庄内に住へる身なれば、いざ年來見聞習へる所に因りて、知り得し限、考へ得し限を擧て説き試みん、さて先づ事の順序として、小山氏と太田庄とは何如なる關係ありしか、將又太田庄と鷲宮とは何如なる間柄なりしかと云ふ事より説き始むべし。此處説き得て分明ならば、義政が鷲宮に對する崇敬の理由も自から判然たらん、されば先づ小山氏と太田

庄との關係より説き起さん。

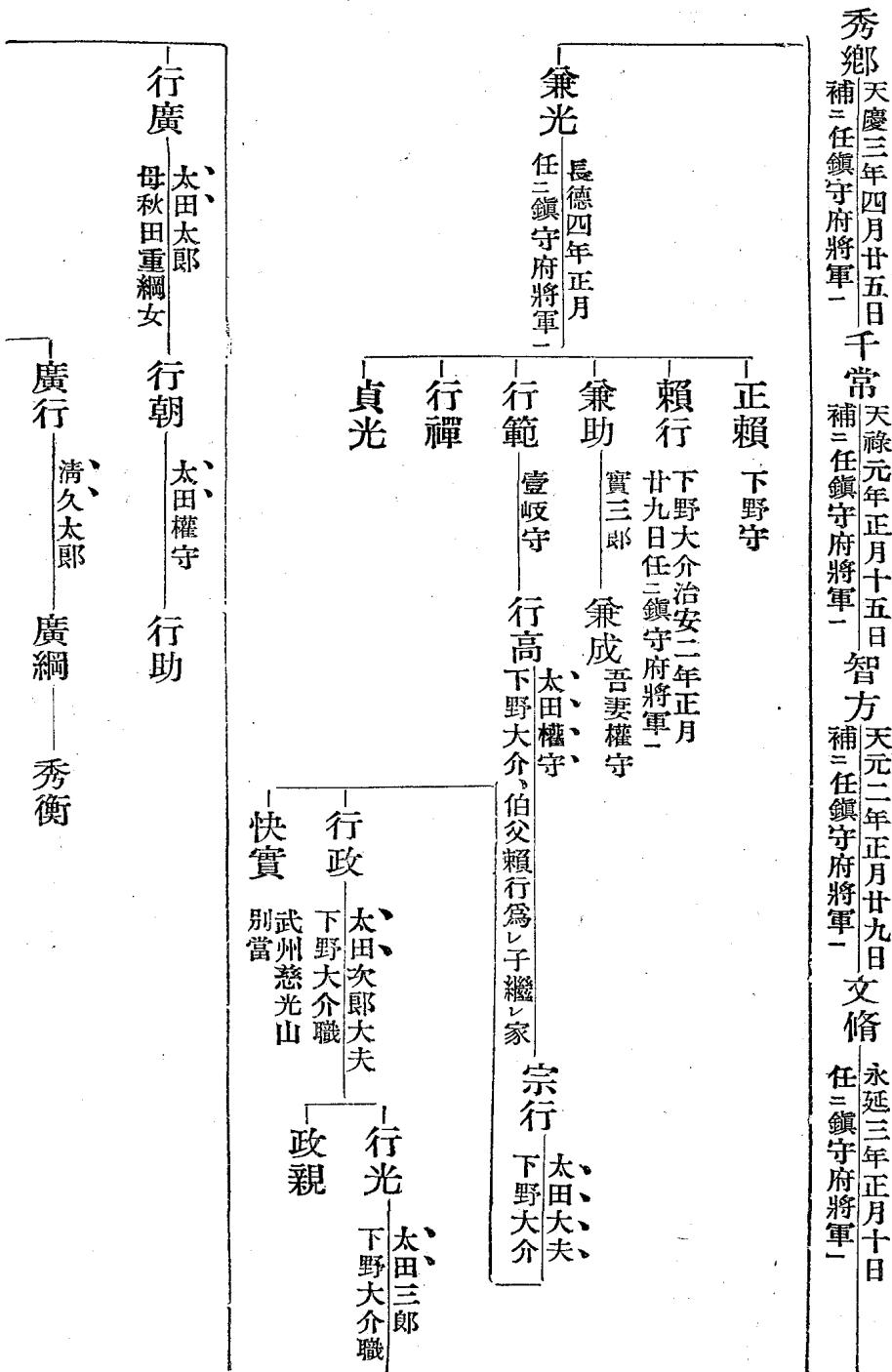
### 一 小山氏と太田庄

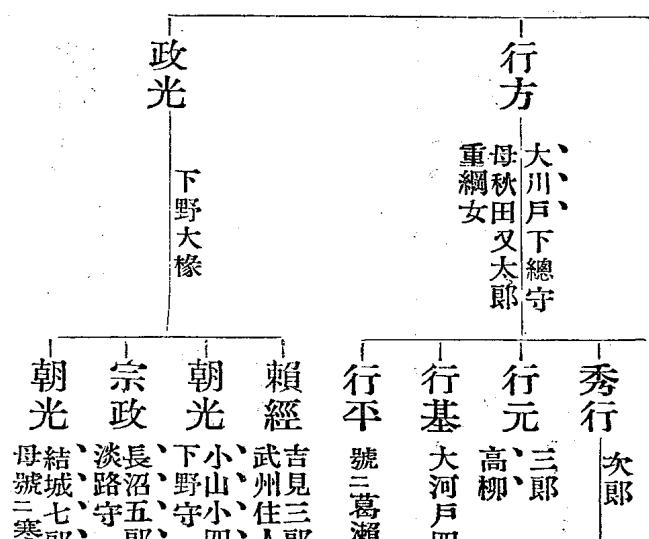
小山氏は下野の豪族にして、其先は田原藤太秀郷より出でたり、秀郷下野の押領使として、平親皇將門の亂に、之を下總の猿島に伐ちて大功を立てたり、其の勳勞に因りて、武藏相模二州の守となり更に経上りて鎮守府將軍となり、其後五六世相繼て鎮守府將軍たりしかば、其の子孫東國に土着して豪族となり、武相總野四五州の間に蔓延し、後裔繁衍して百餘族となる、(田原族譜を見よ)小山氏も亦其一なり、然れども始より下野に居し者に非ず。小山系圖の示す所に據れば、義政が十世の祖政光始めて小山に移りしにて、政光以前は武藏國埼玉郡太田庄の庄司たり、當時太田庄は院の御領にして秀郷の後裔之を預り、太田別當と稱し、又太田大夫と稱せられ、遂に太田を以て氏と爲す、小山は其の支族なり、今小山系圖を閲るに大要左の如し。



さては頼行より上は、五世皆鎮守府將軍たりしが、武行以後稍衰へて、壹岐守にて終り、是より子孫

復た將軍とならず。行尊以後唯太田大夫下野介を相傳するに過ぎずなれるなり。但小山氏は義政が時一旦滅されて、系圖も俱に焼け失せなごしけん、分家なる結城系圖より頗る粗略なるを見れば、一定此の如しあとは、何人ご雖斷め難かるべし。因て更に結城系圖を取て要を摘要之を擧げんに、





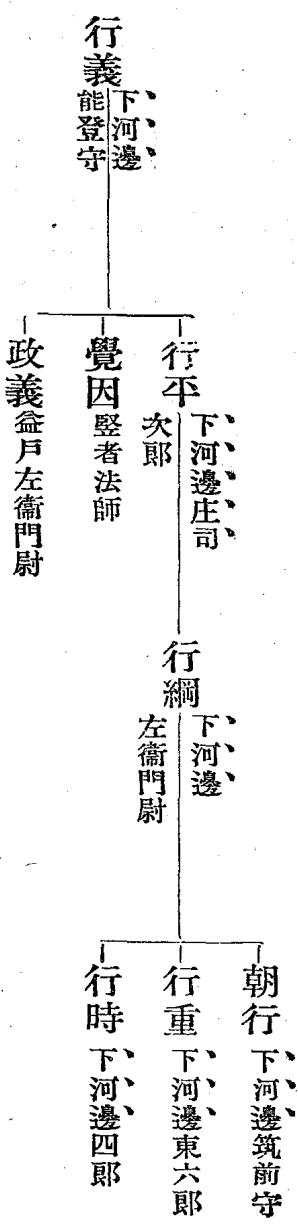
此系圖も全く誤無しとは謂はれぬ、小山系圖よりは大に勝れり。さて今之を對照するに、小山系圖は先づ第一文修の前に智方の一代を漏せり、此一代は白河結城系圖にも秀郷流系圖結城にも、總ての結城系圖には皆載せたるに、小山系圖にのみ見えぬは、本家には反ていつの程に加之を漏し、分家の方にのみ正しく傳はりつるなるべく、小山系圖にも此一代こそ漏れたれ、秀郷流系圖小山には、別に千常の上に千郷と云ふ一代あり、さらば何れにもあれ、文修は秀郷の曾孫にて、孫に非りしならん。因て想ふに千郷と云へるは、父の名の秀郷より紛れ入りたるにて、實には此一代ありしにあらねど、智方の一代を失ひて、文修が秀郷の曾孫たらん由無さに、此紛れ物を算へ入れて之を補ひしかば、代數は合

ひつれども、あらぬ一代の出来にけん。何の書にも秀郷の子に千郷と云ふ者ありしを聞かず。さて又千常を智常に作れる系圖あるより考ふれば、原来智方も千方なるべし、何となれば結城系圖下河邊系圖俱に秀郷の子を列ねて、千國、千種、千晴、千常と云ひ、又千晴の子に千清あり、さては秀郷が子は皆名の上に千の字を置き、孫にも同様の例あり、千常が子も千方と云ひしならん、諸系圖には一も千方百方に作れる者を見ざるべし。現に埼玉郡舊太田庄地方には、往々千方社として祭られたる者あり。武藏風土記稿埼玉郡羽生領堤村千方社に、相傳ふ俵藤太秀郷の男を祀る所なりといへり、按に秀郷が六男修理大夫を千方と云、此人を祀りしなるべし」と注し、又同領禮羽村千方社に、村の鎮守なり、郡内堤村にもこの神社あり、彼社傳に俵秀郷の六男修理大夫千方を祀れりと、當社も其類なるべし」と注し、又其附近加須<sup>カヅ</sup>馬内<sup>マウチ</sup>等の處々にも千方社あり、皆此人を祀れりと知らるれば、千方百方に作れるが正字なるべし。但風土記稿に此人を秀郷か六男修理大夫と云へるは、何の根據ありてか、おぼつか無きに、結城系圖は鎮守府將軍補任の年月をさへ傳へたれば、探る可きに似たり。凡そ此等の社の遺れるは、昔其地に子孫ありて、其の祖先を氏神として祀れる餘波<sup>ナヨリ</sup>なれば、此の地方には千方の子孫の居して事灼<sup>シル</sup>く、禮羽<sup>ナガミ</sup>など云ふ地も古き名にて、吾妻鏡にも禮羽蓮乘坊と云へるが見ゆ、蓮乘坊千方が子孫なりしか否かは詳ならぬど、全く一類ならずとも言ひ難かるべく、兎角千方社ある處は皆太田庄内なれば、其人必ず太田庄に關係あるべく、やがて太田別當が祖先なりけん事、大抵推測に難からず、されば小山系圖に之を落せるは、粗漏の譏を免かる可らず、更に兼光が子孫を叙するに至りては、結城系圖最も詳密にして、能く事情を盡せりと謂ふべし、賴行家督を承けて之を姪行高<sup>ヲヒ</sup>に傳へ、行高伯父の

養子として家を繼ぎたれば、行範實父なれども、世代の數に入らず。又結城系圖の行高は、小山系圖の行尊にして、或は行隆に作れる本あるも、尊<sup>ダカ</sup>、高<sup>ダカ</sup>、隆<sup>ダカ</sup>皆同訓にして、何れも別人に非ず、而るに小山系圖には之を武行が子とし、結城系圖には行範が子とす、何如にしてかく一人を兩様に傳へしかと云ふに、其は唯々武行も壹岐守、行範も壹岐守、行高が父は壹岐守たりと云へる一の事實よりして、或は武行と傳へ又行範と傳へられたる者なるべく、結局は行範が子と云ふを正とすべし、又甚しきは秀郷流系圖<sub>結城</sub>に、行高と行隆とを二人とし、行高は行範の後を承け、行隆は別當大夫宗行と同人として、淵名大夫兼行の後を繼ぎたる者としたるがあり、されど淵名は上野の庄名にして、兼行早く此に居り其の子孫佐野足利佐貫阿曾沼諸氏となりて、政光が小山に移る以前に、上下兩毛の間に分布し、多くは小山氏と不和の間に在れば、行隆をば兼行の流とせし事は甚だ非なり。されば行高伯父の家督を相續すと云ふを當れりとせん。又行隆即ち宗行と云はんこそも何如あるべき。小山系圖には行政に改宗行<sup>一</sup>と注せり。されば此も一定ならず。結城系圖に從ふの穩なるに如かず。今暫くかく思ひ定めて、秀郷以後の世代を數へなば、秀郷、千常、千方、文修、兼光、頼行、行高、宗行、行政、行光、政光の十一世となりぬべし。(但此の世代の數は尙研究の餘地あるべきも、今暫く此程度に止む)

かくて此族行光までは、大抵武藏國太田庄に住みしかど、其後益類廣く族多くなりつれば、各諸方に分れ住むべきになりて、行光が長男行廣は、自然總領として太田別當を相傳し、昔の住所を立去らねど、次男以下は處々に往き分れて、政光が兄行方は、同埼玉郡の内ながら、埼西の方に移りて別に大河戸氏<sup>オホカハド</sup>となる、大河戸は利根河道の變遷に因りて、今は葛飾郡に屬すれども、當初は埼西郡に屬し

たりし事、吾妻鏡の文證すべく、元暦元年正月三日頼朝の寄進狀に、奉<sup>レ</sup>寄御厨家合一處、在<sup>ニ</sup>武藏國崎西足立兩郡内大河土<sup>一</sup>者<sup>ニ</sup>あり、大河土<sup>一</sup>は即ち大河戸にて、崎西より足立にも跨りし地なり。大河戸氏の族人の崎西なる清久に居り高柳に居るは、皆是に由りてなり（崎東崎西の事は、別に拙著崎東崎西考あれば、此には贅せず）政光の兄弟、結城系圖には政光の外以上一人に過ぎざれども、其實猶ほ一人の末弟ありて、行義と曰ひき。行義は下河邊氏の祖にして、下河邊系圖に。



下河邊は利根の下流下總國葛飾郡一帶の大名にして、下河邊庄は太田庄と俱に院の御領なり。下河邊氏之を預りて庄司たり。佐野松田系圖行義の下に、下總國古河領主也、號<sup>ニ</sup>下河邊藤三郎屬<sup>ニ</sup>源三位頼政と注し、又相州兵亂記に、成氏朝臣御時より初て鎌倉を去りて、下總國葛飾郡下河邊庄古河城に移り玉ふなど云へるより。下河邊とは唯古河邊の古名このみ心得る人も少なからぬげなれど、實には然らず、古河は唯々其東北の一端にて、古河より西南、古利根川に沿ひたる葛飾郡一帶は總て下河邊の内なれば、武州金澤の稱名寺の所藏文永十二年越後守顯時が文書には、下總國下河邊庄前河林妻兩郷并平野村、右件所々、所<sup>レ</sup>讓<sup>ニ</sup>與藤原氏<sup>一</sup>也と見え、前林河妻<sup>カハツマ</sup>は、今も赤堀川（今は利根本流）の南北兩岸

に、其名を留め、此はさしも古河を去ること遠からねど、平野村は幸手領に屬して稍遠く、武藏風土記稿に據れば、更に遠く松伏領に及びて、松伏、田島、上赤岩、川藤、鍋小路、八子新田、<sup>上</sup>内川、廣嶋、大川戸、赤沼、藤沼等の諸村に至る迄、皆下川邊庄と稱する由なり。されば古代利根河道の下總の境に沿ひて流れし境目の古河邊よりして下流一帶を、下河邊と稱したるにて。其の對岸は多く太田庄なりしなり。吾妻鏡治承五年閏二月廿三日に、下河邊庄司行平同弟第四郎政美固ニ古我高野等渡討止餘兵之遁走とある古我は古河なり。高野は幸手領の高野なり。當時此兩處は奥州街道の要地にて、高野を渡れば、南の方・州の府中より鎌倉に至るべく、古河を渡れば、西の方上州及び北武州に出づべく、對岸は何れも太田庄なりき。下河邊氏は此邊に移りて、常に故郷なる太田庄に往來ニキカひたりけん、吾妻鏡仁治二年九月廿三日に、下河邊左衛門尉行光者、自幼少住于太田下河邊田畔、定不レ馴ニ如レ此狩場歟之由、傍輩依ニ悔思レ、動爲レ試ニ其堪ルヤナチ不一、每ニ走獸之便宜イド、追合之行光必射取レ之ニとも見ゆ、太田下河邊兩庄は、單に河一重を隔てたる近地にて、本分兩家常に互に往き通ひせしを證するに足れり。さてかく此兄弟の分れ分れて各處に住み付ける中に、政光は最遠く離れて下野の小山に移りたる。ふと聞には別腹なりし故に、少し疏まれて、獨り遠く遣られつるかにも聞ゆれども、實にはさにあらず。下野は祖先以來、切ても切られぬ縁故の地。されば總領は世々下野大介の職を帶びて、武藏に居ても此職をば離れざりしに、今しも其を總領より引放ちて政光に附したるなり、されば吾妻鏡建長二年十一月廿八日に、下野國大介職者、伊勢守藤成朝臣以來、至ニ小山出羽前司長村、十六代相傳、敢無レ申ニ儀絶レ之處、依ニ太神宮雜掌訴レ、所レ被改補也云々と云へり。藤成は秀郷の曾祖父なり。秀郷の曾祖父以來相傳の職を政光に譲られたる

なれば、僅に所領を割て與へられたるには勝りしなり。且や聊か遠くなれりとは云へ、下河邊の一庄を隔てたるに過ぎず、下河邊庄の東邊は、直に下都賀郡の野木に接し、野木は小山の領分、野木は古河と太田庄の最東北端とは、利根川一筋（今は河道變じて渡瀬川となれり）ばかりを中に隔てゝ、呼べば應へんとする位置に在り、されば小山より本國への通路も其頃さしも難きにはあらざりき。

さても政光は、一旦故郷を離れしかば、さすがに暫しは心憂くもありけん、されど移りて反て移り映えして、朝政宗政朝光の三子、一人ありても家門を起しつべき人柄なるに、況して揃ひも揃て一家の内より出でしかば、やがて小山長沼結城の一族、下野下總の間に生ひ廣がり、終に關東の大族とはなれりけり。是より前上野下野の間には、早く淵名大夫兼行の子孫たる佐野足利佐貫阿曾沼の諸氏ありて、同流異派の輩なれば、小山氏が新に來りて漸く其間に勢を得るを喜ばず。中にも足利氏の如きは事毎に小山氏に扞格し、小山氏源家に心を寄すれば、足利氏は故さら平氏に味方する有様にて、足利又太郎忠綱の如きは、實に一騎當千の名にも恥ぢざる勇士なりしにも拘はらず、滅び行く平氏の味方たりしかば、平氏と俱に滅びて、さしも名も揚がらず家も興らすなりつるに、政光は宇都宮の八田武者所宗綱が女を娶り、其母曾て源賴朝の乳母たりしかば、政光が妻は賴朝が乳兄弟にて、（小野系圖横山成任の女子に、八田權守妻、宇都宮左衛門尉朝綱之母也、右大將家御乳母也、近衛局兵衛也と注し又宇都宮系圖宗綱の女子に、小山四郎政光妻、朝光母と注せる是なり）賴朝が兵を東國に擧げて兩總に入りし時、折節政光は在番して京に在りしかば、其妻十四歳の小兒なりし朝光を引連れて、隅田宿に出迎へたり。（吾妻鏡治承四年に、今日武衛御乳女故八田武者宗綱息女小山下野大掾光妻相三具鍾愛末子、號三寒河局）

參向隅田宿云々とあり、世に朝光を頼朝が私通の子とする者あれど、余は取らず）頼朝流浪の間にも在ても、兼て心を寄せたりけんが、是より更に力を盡し、殊に頼朝が叔父志田三郎先生義廣が常陸に起りて、下總下野を風靡し、足利諸族之に應する勢ありしに、小山朝政宗政、頼朝が催促をも受けず。自から起ちて、下河邊行平兄弟等と謀り、之を野木宮附近に敗りて、大に武名を揚げしより、頼朝も一層頼しき少年等と思ひ染み、今一際の親み加はりて、家の風をば吹き起したり。而るに宗家の太田氏の如きは、太田別當の職のみ傳へ、貢物の出納などに逐はれて、武藝の方は廢れぬらん。其後花々敷き合戦場に高名歌はれし勇士は出せず。吾妻鏡に太田小權守行朝の外太田太郎太田五郎太田なご云ふ武士は見ゆれど、さしたる人にもあらざりけん。當時庄園には地頭を置かれ、（太田庄常木村には熊谷直實地頭たりし事あり、又那須系圖に依れば、與一宗隆屋島の戦に敵の扇の金目を射たる勸賞に、武藏國太田庄を充行はれし由を記せり）地頭より兵糧料を取られなごして、昔の如き庄司の所得も無く、自然に衰へ行きたりけん。鎌倉の問注所の執事に、太田民部大夫として康連康宗二代續きたれど其は別派の太田にて三善氏の流にやありけん。後世扇ヶ谷上杉の家老に太田道眞道灌あり。此氏恐らく太田庄より出しなるべし。埼玉郡の岩槻附近に關係あり。岩槻に平林寺を創立せしは此家にて、道眞道灌等が二三世の祖なるべし。義堂周信を平林寺の開山石室和尙に贈りし書に賢檀備州太守太田公と云へり。されば此人も太田備中守と名乗り、岩槻附近を領せし事とおぼしく、古き家とは知られたり。但し僅の事なれど岩槻は太田庄を一步踏み出でたり。いつの世にか太田庄の太田氏舊居より移りて岩槻邊に住めるなるべし。兎角支族の小山結城の如くは繁昌せず。

かゝれば小山氏は、太田庄より出で、故郷の事は打忘れ、再たび思ひ出る節も無くて年經つるか。

否々然らず。昔の由緒は折々繰り返されて、又新き思出でとなり、離れて絶えぬ一線の脈、尙此家に附纏へり。されば結城に別れし朝光が孫廣綱が子（或は孫）に、宗重と云ひし者あり。此人再たび太田判官と謂はれぬ。結城系圖には單に大内彌三郎、移<sub>ニ</sub>于野州太田庄、領天明七ヶ村、駒場四ヶ村とのみ注したるものあり、又單に太田判官とのみ注したるものあれど、此二つを合すれば、大内彌三郎は太田判官たりし事明なり。而るに一本には之を二人と看做して、

廣綱  
時廣<sub>七郎</sub>  
上野介  
宗重  
太田  
時重  
上野  
判官

貞廣<sub>左衛門尉</sub>  
上野介  
宗重  
野州大内彌三郎  
左衛門尉

かく太田判官たりし宗重と、大内彌三郎と名乗りし宗重とを分けたれど、叔姪同名なるも何如はしく且此の大内彌三郎こそ明治の初迄、世襲神主として鷲宮に奉仕せし大内氏の祖先なれば、太田判官は別人にはあるべからず、大内彌三郎即ち太田判官なりしかば、其の子孫やがて太田庄の總鎮守たる鷲宮の神領を管理して、其神主となりし者と解することふさはしければ、兩人と看るよりも、一人とするを當れりとす、想ふに此は廣綱が子と云ひ、時廣が子と云ひ、兩説ありし何れとも採り合て、系圖を作りしかば、かくは兩人となれるにて、結城家譜には朝光卿四世之孫時廣二男、移<sub>ニ</sub>于野州太田莊、大内彌三郎宗重と名乗ることはあれど、其實は諸説區々にて、系圖の一本には廣綱が弟として、宗尊親王

賜諱字と注せる者もあり。されば其は必しも信けられねど、兎角時廣以後の人にはある可らず。かくて其後後醍醐天皇の御世にも、亦太田判官親光と云ふ人あり、此人も朝光四世の孫にて、白河の結城宗廣が子なり。此皆古の由緒に因て太田判官とせられしにて、其度毎には必ず當初の事は思出されしるべし。親光は南朝の忠臣、世に其名高く、太平記にも梅松論にも、其事は傳はりて、秀郷流系圖白河結城にも、親光七郎左衛門、號太田大夫判官、屬官軍、建武三年正月十一日、於楊梅東洞院與大友左近將監貞載、相鬪共死と注せり。是時小山長沼結城の輩は悉く尊氏方たれども、白河結城の一派のみは、官軍方なりしかば、尊氏、親光の所領を沒收して、己が方人たる小山氏に、先祖より由緒の地なればとて抽賞に充行アラはれたり。梅松論に此時の事を叙して云く、先立て諸軍勢をば向られしがも、御遠慮やありけん。小山結城長沼が一族をば、惜み止らる。此輩は治承之古、賴朝義兵の時最前に馳参じて、忠節を致たりし小山下野大掾藤原政光入道の子共の連枝の人々の子孫なり。曩祖武藏守兼鎮守府將軍秀郷朝臣、承平に朝敵平將門を討取て、子々孫々、鎮守府將軍の職を蒙りし五代將軍の後胤なり。累代武略の譽を残し弓馬の家の達者なり。其勢二千餘騎、仰を蒙て將軍の先陣として、建武二年十二月八日、鎌倉を御立ありければ云々、同十日の夜、竹の下道夜をこめて、天の明るをまつほごに、辰の一天に、一宮新田脇屋を大將として、云々、足柄の明神の南なる野にひかへたり。御方の先陣は、山を下りて、野山にうち上るに、坂の下にてかけ合戦しに、敵こらへずして引退所を、御方勝に乗て三十餘里攻詰て、藍澤に於て爰を限りに戦ひしに、敵數百人を討取間、御かんにたへずして、武藏の太田の庄を、小山の常大丸に充行はる。是は由緒の地なりとあり。是歲七月十三日北條

時行が廿日先代の亂に、小山秀朝武州府中にて戦死したれば、常犬丸は必ず其子にて、父が戦死の忠賞をも兼て、此の由緒ある太田庄をば充られけん。されば常犬丸とは秀朝が世繼ぎたる朝氏の幼名なるべく、やがて義政が祖父か伯父かとぞ覺しき（世代の順序としては、朝氏は義政が祖父に當れど、朝氏早世して、其弟氏政相續したりしげなれば、恐らく伯父なるべし）小山氏太田庄を離れて以來、此に殆ど二百年、一朝思ひ掛けず、祖先の舊地を充行はれて、年來久しく逢はざりしなつかしの父母親戚に、思はぬ折、思はぬ處に、ふと廻り逢ひけん心地して、如何に嬉しと思ひけん。

## 二 太田庄と鷺宮

そもそも此の小山氏として、なつかしかるべき故郷の太田庄とは、何如なる地ぞや。昔王朝時代に在りては、唯々埼玉郡の一郷名として、和名類聚抄に擧げられつるのみ。さしも聞えたる所にあらず。埼玉郡とても、僅に萬葉集に、埼玉の津、埼玉の小埼の池など、さすが利根の河道に沿ひたる郡なれば、其方に因<sup>チナミ</sup>ある事のみ歌はれて、げに當初より舟の泊るべき津もあり、池もありけん。其頃の利根川は今の大體真直に下總の銚子口には落ちずして、上野と武藏と、武藏と下總との國境を、回り回りて、末は隅田川となりて、後の所謂る江戸灣に入りたる者なれば、水流は屈曲多くして緩漫に、舟を行るには便宜しかりしも知る可からねど、一旦大雨續きとなれば、上野諸山の雨水は、外に行くべき水路無く、盡く此一條に集り来て、俄に急激の瀬となりて、忽ち堤を崩し塘を潰して、平地に汎濫し、此等切れ口には往々池沼を作るのみならず、田畠一面湖澤の状を現出するを免れず。今に至りて郡内處

々に池沼の存するは、多くは此が遺跡に外ならず。所謂る小崎の池と云ふ者も、恐らく此等の類なるべし。殊に太田庄は徹頭徹尾利根川沿地なれば、此等の害に遭ひし事幾回なりしを知る可らず。吾妻鏡建久五年十月二日一月二日に、武藏國太田庄堤修固事、明年三月以前、可終レ功之旨、被仰下ニ云々トあり、記録に見ゆるは此のみなれど、記録以外の分は殆ど年々なりしも知る可らず、かく利根の本流は屈曲甚しくして、多量の水は容易く吐き下す事難かりしかば、いつの程にか、自然近距離少時間に流れ下るべき捷徑を現出し、支流は太田庄の最北端より分れて郡内に突入せり。是れ即ち今の川俣の地なり。此の支流は一氣に太田庄を貫て、下流川口村に至りて本流に會す。(此支流も本流に劣らぬ大川なりしに徳川氏の初期比之を塞ぎてより、今は細流となりて僅に存しアヒ會の川と稱す)されば太田庄は外は利根の本流に圍まれ、内は支流に貫かれ、南は利根本流の荒川に會する處に至りて止まり、(粕壁より岩槻に至る迄の間、所謂る古隅田川跡を以て界線とす、總て埼東埼西考に詳なり)其間東西は廣き處二里に上らざるべきも、南北は十里に及び、庄内利根の本流支に沿はぬ地少ければ、洪水の害を受けし事も屢々なりしかど、洪水去て後は、思ひの外に洪水の推し流し來りし肥分の沈澱も少からねば、開墾すれば多く肥沃の田となり、灌漑の便は自から宜しく、旱年にもさしも苦まねば、民の竈は賑はひて、王朝の末頃にかありけん、太田庄のみにて埼東郡と云はるゝばかりになりにけり。されど其間には猶ほ荒蕪の地もありて、吾妻鏡寛喜二年正月廿六日に、於武州公文所、太田庄内荒野可ニ新開ニ事、其沙汰有レ之、尾藤左近入道道然奉二行之イタと云へり、原來掌の上の如き平地の事、開墾とて少しも難からねば、其後益々開けて、村數は甚く増したりけん。太田庄は埼東郡を溢れ出で、埼西にも入り、終は大里郡に迄及

ほせり。(想に此は後に郡界の變遷せるにあるべし) 德川氏の中世に至りては、埼玉全郡四百二十四ヶ村(町村合算以下此に同じ)にして、太田庄に屬する者百八十ヶ村、外に大里郡に入れる者二ヶ村、合計太田庄内百八十二ヶ村と注せられ。(武藏風土記稿所載) 全郡五分の二強に當り、他庄には一も之に匹敵する者無し。

鷲宮は、此太田庄の中央稍南に位し、利根の本支流會合する川口の西に在り、當時太田庄は此邊を中央部とし百間領<sup>(モニマ)</sup>を南方と稱し、羽生領<sup>(ヒナフ)</sup>を北方と稱す、

敬白、武州太田庄南方百間姫宮鰐口一口、旦那大夫五郎、應永廿一年甲午三月日<sub>百間村鎮</sub>宮鰐口銘

奉<sup>レ</sup>鑄<sup>レ</sup>鰐<sup>口</sup>、武州太田庄南方百間山光福寺之内雷電宮常住也、天文廿二年巳正月一日、別當權少僧都

祐信 神主<sub>同村西光院鰐口銘</sub>

武州太田庄北方古江郷、住僧檀那舜、聖寶金、大工禪秀、應永九年壬午九月廿二日<sub>羽生町大望院</sub>沙門天像背銘

右太田庄北方村君之郷之内養命寺之事、云々、永祿六年癸亥五月廿八日 廣田式部太輔直繁<sub>花押○下</sub>君村永命

寺所藏  
文書

敬白、勸進沙門慶尊、奉<sup>ニ</sup>造<sup>ニ</sup>立<sup>ニ</sup>武藏國太田庄北方永明寺ノ藥師如來之尊像<sub>同寺藥師像背銘  
(以上風土記稿所載)</sub>

鷲宮村は庄内に在れども、古より曾て太田庄と稱せずして、太田郷と稱す、是神領として所謂守護不入の地なれば、國司も庄司も手を觸れざりし故に、自から古の名稱を其儘に存せし者なるべし。されば鷲宮は埼東郡の中心地方にもあり、人心歸向の中心にもあり、自然崇敬は此に歸一して、郡内<sub>ヒサイヅ</sub>到る處に分靈を奉祀せる、小鷲宮あり、想ふにいつの世にかありけん、鷲宮を埼東郡の總鎮守、久伊豆を埼

西郡の總鎮守と定められつる事あらん。縱しさる定めはあらずとも、地方の人心は争はれぬ者にて、事實は正しく此の如く分れたり。されば岩槻以北埼東埼西兩郡の境界線たる岡泉、上下野田、寺塚、高岩、下の埼東郡諸村早見の如き、相對せる埼西方の各村は皆騎<sup>キ</sup>西なる久伊豆社を鎮守とせるに反し、此方は一切に鷦宮を奉祀し、又向河邊<sup>ムカフカハゼヨガ</sup>、古河河邊<sup>ガハゼ</sup>二領の如き、合計二十二ヶ村の内、鷦宮を鎮守させざるは僅に三四ヶ村にして、而も其中には鷦宮を鄉名とせる者さへ雜れり。されば鷦宮崇敬の氣分は、郡内に横溢して、埼西郡内にも及び、岩槻領上野村、末田村等は何れも鷦宮を鎮守とせり。其外埼西部内に久伊豆、鷦宮兩社を合祀せる處もあり。上清久村の長宮神社、菖蒲町<sup>シャブチ</sup>の袋田神社等の相殿には、何れも之を合祀せり。(但此は武藏風土記稿の所載にして、今は何如なりけん知らず)此は兩郡の總鎮守を併せ祀れる例にして、皆何れの社にも程遠からぬ地に在るが故に、兩郡人の崇敬する所を併せ副へたる者なるべし。此外今は同國なれども、河道の關係に因りて昔は別國なりし葛飾郡にも、幸手領は殊に縁深く、西大輪<sup>オホワ</sup>、八甫<sup>ハサウ</sup>の二村は、尤も近く隣接して鷦宮を鎮守とし、本郷村は三四里離れたれども尙ほ同く之を鎮守とし、其中間地方に、不思議にも之を鎮守とはせざれども、鷦宮を鄉名とする地方あり、其は下高野<sup>シモダカノ</sup>、吉野、茨島、上戸、大島、杉戸、請地、倉松、安戸の諸處にして、想ふに此邊は皆昔下河邊氏の領内にて、其の子孫此邊に繁昌し、故郷を忘れず、太田庄の大社たる鷦宮を以て郷名としたる遺風の存せる者なるべし。此外葛飾郡内遠く離れたる地にも鷦宮を奉祀する者無きにあらねど、餘に遠ければにや別社の如く言做せり、されど其實は本社の分靈にて、大河戸氏などの崇敬せし遺物なるべし。現在東京にて大鳥神社と稱し、十一月の酉の日を以て祭日とする者も、實は鷦宮にて、鷦は大鳥

なりとて大鳥の名に變化し居れども、之を要するに本社分靈の他方に溢出せし後の小變化に外ならず。

かく鷲宮は關東著明の社にして、人民崇敬の的なれば、賴朝霸府を鎌倉に開きては、人心總攬の策としても輕々に看過すべきにもあらず、況して股肱とも賴まるゝ小山結城下河邊大河戸の諸勇士の何れも大關係ある神なれば、賴朝自己も敬虔の念を起しけん、同社に現に賴朝の寄進狀を藏せり。其文に云く。

寄進

鷲宮御厨壹所

在武藏國笠原

右志者爲天下安穩、私願成就、所寄進如件、

治承四年十一月十日

源朝臣花押

惜い哉原本久しく散佚して、今は所在を失ひ、存する所は雙鉤本に過ぎざれども、尙ほ當時の書風を髣髴し、人をして坐るに七百年前の往事を回想せしむ。是時賴朝は常陸の佐竹征伐として發向せし歸途に在り。葛西三郎清重が家に宿し、明日は利根を渡りて武藏國に入るべく、先づ武藏にて届指の社なる鷲宮に此寄進はありけん。かく賴朝自身崇敬の事實ありしかば、吾妻鏡にも屢々見えて、建久四年十一月十八日に、武藏國飛脚參申云、昨夕當國太田庄鷲宮御寶前血流、爲凶怪之由云々、則ト筮之處兵革兆云々、同十九日に被奉神馬毛於鷲宮、又可莊嚴社壇之旨、被仰下、榛谷四郎重朝爲御使、云々などあるは、是れ賴朝の時の事なり。其後建仁三年十月十四日に、鶴岳并二所三島日光宇都宮、鷲宮野木宮以下、被奉神馬、是世上無爲御報賽云々あるは、此時實朝が代始の故にて、此事恐

らく後世將軍代始の例行事なりしなるべく、宗尊親王の始て鎌倉に下らせ玉ひし時にも此事あり。建長四年四月十四日に、大神宮八幡宮以下大社、可レ被レ奉神馬之由被レ定云々、是御下向無爲之上、依レ爲ニ將軍始ニ也云々、御幣神馬可レ被レ奉獻之所々、京都十八社、關東鶴岡宮伊豆箱根三島、及武藏、鷲宮已下、諸國二宮惣社云々ある即是なり。此外鷲宮よりも鎌倉よりも、事ある毎に人を馳せて之を報じ、使を遣りて祈願を行ひし事も、恐らく屢々なりしなるべし。承元三年二月十日に、武藏國太田、庄鷲宮寶殿鳴動之由、馳ニ申之、又建長三年四月十三日に、相州鷲宮大明神爲ニ奉幣可レ遣ニ御使於武藏國之處、三嶋之神事也、他社御奉幣事、敢可レ有ニ其憚ニ之由、當社神主申、仍被レ讓ニ子細於若宮別當法印ニ之間、今日進發云々、同廿二日に、若宮別當法印自ニ武藏國鷲宮ニ歸參、御祈願成就、奇瑞不レ一、去十九日於ニ社頭ニ御神樂之砌、一々見事託宣尤嚴重、殊有ニ其奇怪ニ之由云々なごあり、以て其狀を見るべし、相州とは北條相模守、時の執權時頼なり、是を以て時頼が崇敬も亦知るべきなり。

かくして鎌倉時代を終り、降て足利時代となりても、關東の尊崇は猶ほ古に變らざりけん。伊豆の國清寺は關東管領上杉氏の氏寺にて、上杉憲顯が創建なり。鷲宮には何等關係もあるまじきに、猶ほさはあるで、彼の鎮寺の内には、鷲宮大明神をも併せ祀れる由、鎌倉大草紙に見えたり。蓋し上杉氏の世々武藏の守護職たれば、分國著名の明神とて之を崇敬せしなるべし。更に古河公方家に至りては、股肱と頼む結城小山諸家に由緒ある社にもあり。里程もさして遠からねば、祈願は常に絶えざりけん。古河より送られし文書は、現に同社に藏せらるゝ者殆々二十通、一々載するに暇あらねば、今暫く風土記稿に載せたる晴氏より神主民部太輔に與へたる一文を示さん。

當社領之事、守護不<sub>レ</sub>入、諸公事免許事、任<sub>ニ</sub>先御判之旨、不可<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>相違候、謹言、

二月九日

晴氏 花押

### 鷲宮神主民部太輔殿

任<sub>ニ</sub>先御判之旨<sub>ニ</sub>あれば、晴氏以前に守護不入云々の判物を出したりし事灼く、其は恐らく代々の事にて、誰と云ふ可きならず、總て鎌倉殿より出しつらん。神領としての鷲宮村は申に及ばず、神領としては他處も想ふに然りしなるべし。他處の神領は埼東埼西に涉り、正しく記録せられし注文は傳はらねど、文祿四年の棟札の裏書に見えたる太田庄六十六郷及び埼西郡の各處を合すれば、幾千石にか上りしやらんされど、同裏書の文に埼西郡之内大室辻村、是は永祿三年庚申、越後國主長尾景虎出張の刻相違す云々こもありて、足利の末期、東國戦争多端となりて、武士の押妨よりして無沙汰となり、漸く減じて埼東の方のみとなり、更に鷲宮村のみとなりしが、徳川氏の中世迄は、猶ほ四百石を算せりと云ふ。

### 三 鷲宮と小山義政

かく鷲宮は地方人民の崇敬も厚く、時の政府も敢て忽にせざりし所なるに、かてゝ加へて小山氏は太田庄より出でゝ、祖先以來念々忘れぬ故郷の明神、今計らずも此の由緒ある地を所領していくゞ感涙に咽び、此こそ神の賜よと、やがては社の方に向て伏し拜みもしけん。太田庄の人民としても全く知らぬ他人を迎へたるにあらず、昔の主の歸り來し心地して、何とやらん喜ばしくも思はれけん。中に

も神主大内氏は、親族を領主に持ちて、好き後楯を得たりと、心強くや思ひけん。兩者の心此の如くなれば、小山氏の太田庄を充行はれしは、やがて鷺宮に何事にかあらん、事無くては得あるまじき勢なるべし。大凡人の情として、故郷の地に入り、祖先の爲残しけん昔の跡を見て、何の心も興らぬ者は無かるべし、されば廢れたるを起し絶えたるを繼ぐは、世の常にして、心あり力ある者は、よもたゞにては止むまじきなり。而るに小山氏太田庄を所領して以來、朝氏氏政の二代に、何の爲出したる事も聞えず。如何にかくはと思ひ回らずに、此二代は皆早世して、瞬く暇に過ぎつれば、何事する間も無かりけん。(朝氏の年齢は明文無ければ、知り難けれど、建武二年十二月に猶ほ常大丸と、幼名もて呼ばるゝを見れば、當時十五以下の少年なりしを證すべく、いつ卒去せしか知られねど、長命の人には非ず。氏政は常樂記文和四年七月廿三日に、小山左衛門佐卒廿七歳と見えて、名は無けれど、小山系圖氏政の下に、左衛門佐と注せるに符合すれば、疑も無く氏政なり。建武二年より文和四年迄、僅に廿一年、されば氏政は元徳元年に生れしにて、朝氏が子に非ずして、其弟なるべく、義政は氏政が子なるべし)義政早く父を失ひ、七歳にして家を繼ぎしかば、縱令ひ然るべき人柄なりとも、是將た容易く何事をか爲出すべき、されど此人やうく成長しては遺業復興の志をも抱きたりけん。他に其の實例あり、同太田庄内羽生領の大越村に、徳性寺と云ふ寺あり。武藏風土記稿に、其寺傳を載て云ふ、當寺ハ小山判官朝政ハ祈願所ニシテ、其後小山義政再興スル所ナリ」と。果然果然、是人果して默々として止むべき人にはあらざりき、かゝれば其廿三四歳の時にかありけん、鷺宮の社殿大破に及びし由、見てか聞いてか知らねども、打棄置くべき事ならずとて、神主大内氏の勸説も、無論加はりつらんかなれど

も兎角自から主となりで、第八回の建立をば爲遂げたり、風土記稿に同社文祿四年の棟札を載て之を記せり。其文下の如し。

當社七度大破時

中興開山

小山義政公

大工左衛大夫行宗

應安五年壬子十一月

一命婦

再興下野守藤原朝臣義政

藤原氏女

十八日酉時上棟

檜皮葺

小工四郎兵衛國重

此文は文祿社壇改築の時、前度の建立年月を寫し取て之を遺したりし者にして、今に至りては唯此の一文が當時の事を證明すべき重要史料たり、是に由りて知るべし義政は獨り寶刀を獻納せしに止まらず、社殿の改築にも一臂の労を辭せざりし事を、應安は八年にして永和と改元したれば、永和二年四月は、社殿上棟の應安五年十一月の後、僅に三年五ヶ月、想ふに此のさしも長からぬ月日の程は、やが

て上棟より落成、尋<sup>ツイ</sup>で遷宮ありぬ可<sup>シ</sup>き自然推移の間に要すべき年月にて、義政は其間に鍛工に誂へ付けて新に一刀を鍛へ上げしめ、やがて其の遷宮の日に奉納せし者なるべくぞ思はるゝ。然らば義政が鷺宮に對する崇敬の念は察するに餘あり。

然れども余は謂ふ、義政崇敬の念は此に止まれるにあらず。義政は故郷の太田庄に於てのみかく鷺宮を崇敬せるに非ず、實は小山の城内にも鷺宮を勧請して、城中の鎮護とし、一日缺かさず遙拜せし者なりと、何故となれば、鎌倉大草紙に、康暦二年五月五日、下野住人小山左馬助義政吉野宮方と號し、逆心しければ、宇都宮基綱大將にて爲<sub>ニ</sub>退治<sub>ニ</sub>發向ありて、裳原といふ所にて及<sub>ニ</sub>合戰<sub>ニ</sub>、同十六日宇都宮打負、忽に討死しける間云々、明年の二月、又木戸將監範季、上杉中務禪助を大將として、十二ヶ國の御勢發向して、小山が鷺の城を攻らると云へるに非すや、鷺の城は小山の外城なり。當時小山に五城ありて、鷺城・祇園城・岩壺城・新城・宿城と云ひき、祇園城の、城内に祇園を勧請せる故の稱なる事は、何人も異議無かるべし、さらば鷺城の、鷺宮を勧請せる故の稱なる事も無論なるべし。されば余が義政は小山にも鷺宮を勧請して日々遙拜せりと云ふも、過言にはあらざらん。されど、此等の城は、其實義政が時俄に築き立てたる者に非ず、小山の祖先がいつの世にか造り置きたる者なれば、勧請も或は古き世の事にて、祖先の時より、故郷忘れ難く、太田庄の鎮守たる鷺宮を勧請して、城内鎮護に据えたりけんも知る可らず。さらば義政の鷺宮崇敬の念は益々根抵深く、一朝一夕の故には非ず。資財を惜まず、丹精を籠め、社殿を建て、寶刀を獻ずる、其淵源は祖先の遺訓より出でたりとも謂つべし。其上今こそ小山と鷺宮とは、往來の路線も絶えて、縁無き地の如くなりつれども、當初の事を考

ふるに、小山の西を流るゝ思川の水は、野木と古河との際會にて、昔は利根の本流に入り、（今は渡瀬川）武總二州の境を流れ、流れ流れて鷺宮の東、川口に至る、されば鷺宮の對岸なる葛飾の八甫村には小山より。舟餘艘の舟往來せし由の傳説あり。かく水上の通路は、當初最も便利にして、朝に小山を立てば、其日の内に早く鷺宮に達すべし。かゝれば離れたりとも、さしも痛く離れたりしに非ず、縁は水に因て續がれて、念々常に絶えざりけん。彼の大越村の徳性寺とて同じ意なり。利根の水を、上ると下ると小差こそあれ、思川の利根の本流に入りて、武上の境を一二里溯れば、（此河道今は塞りて多く陸田となりたれども、猶ほ間の川と云ふ古名を存する所あり）對岸は即ち大越なり。かく小山氏の遺跡の、太田庄内處々に傳はれるは、所謂る由緒ある地にして、毫も怪しむには足らざるなり。さてかく考へ来る時、下野の小山義政が、武藏國太田庄なる鷺宮に太刀を奉獻せりとて、何の疑問か起るべき。

余が考は此に至りて畢りぬ。さても惜むべきは義政か其後の事なり。義政此太刀を獻りて後僅に五年、康暦二年五月に、宇都宮基綱と確執の事あり。壯年の氣早さ、宇都宮を出し抜て之に勝ち、基綱以下郎等死する者八十餘人、宇都宮より訴へられ、鎌倉殿の制止を聽かざりきとて、逆心と誣ひられ、關東十ヶ國の軍を討手に向けられしかば、何かは以てたまるべき。されど兎角して防ぎ戦ひ、後三年永徳二年四月十三日、戰終に利あらず、自刃し終れり。後世には唯鎌倉大草紙の説のみ傳はりて、謀叛人の如く思はれ來つれど、其實甚しき冤罪なり。當時の正しき記録なる花營三代記には、小山下野守義政與宇都宮下野前司基綱合戰、宇都宮討死之由、有其聞之、義政方一族大内入道父子、親類卅

餘人、幸島總領、志筑嫡子、秦内次郎等以下二百餘人、基綱方自身打死、舍弟負手、芳賀六同七同八討死、其外岡本舟尾父子、若嶋子息、市庭那波以下、宗徒者八十餘人討死之由、後日濱谷入道狀到來云々、仍自ニ關東ニ爲ニ小山下野守退治可レ有ニ御發向」とのみ見えて、小山と宇都宮との兩下野守が合戦したるのみ。名分上對等にして、何れが官軍、何れが賊軍なニ云の區別は更に無かりしなり。(因に云ふ、本文の大内入道父子は、即ち大内彌三郎が後世なる鷲宮の神主にて、小山とは一族なり、義政鷲宮の社殿を建立せしも、一には此等の輩の勧説に出でたるべく思はるれば、其頃繁く小山氏に出入したりと覺しく、戰國の頃には、大内氏神主なれども、片手には弓矢を執りて戰ひ、社務を執る暇少かりしかば、社務は多く別當大乘院之を執行したりし由なれば、此父子も自然此合戦に、小山に加勢したりしなり。大乘院は明治の初年、神佛混淆を禁せられたれば、社務に關係せられず。さりとて普通の寺院に異なれば、檀家信徒なくして遂に廢寺となれり) 又敵方たる宇都宮氏の系圖を見るにも、基綱の下に、康暦二年庚申五月十六日、於ニ當國裳原一與ニ小山義政ニ盟會砌一義政廻ニ謀計一基綱戰死ニ依レ之ニ鎌倉殿氏滿ニ義政退治ニのみ注し、毫も義政謀叛の事を云はず。若し果して謀叛なりしならんに、何とて盟會砌などゝは云ふべき。因て想ふに、是より前兩家確執ありしかば、鎌倉殿より制止を加へられ、兩家談合の上和解すべく諭され、宇都宮は其心にて裳原に出向き、小山も陽には和解すべく出合ひながら、腹惡しくも會場にて出し抜き、不意に起て宇都宮を打ちしかば、宇都宮は思はぬ不覺を取りて、基綱以下の討死となりし者とぞ覺しき、其を盟會砌義政廻ニ謀計一基綱戰死ニ云へるなり。されば此兩家の私鬭にこそあれ、何の謀叛にかかるべき。又本間文書に、所謂る小山退治に

發向せる氏満が出兵催促狀あり。其文に云く、小山下野守義政與宇都宮下野前司基綱確執事、固雖レ加<sub>三</sub>制止<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>應<sub>三</sub>上裁<sub>一</sub>、義政寄<sub>三</sub>來子基綱在所、去月十六日致<sub>三</sub>合戰<sub>一</sub>之間、基綱爲<sub>三</sub>防戰<sub>一</sub>討死訖、義政狼藉、依<sub>三</sub>罪科難<sub>二</sub>遁、爲<sub>三</sub>對治<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>進發<sub>一</sub>也、云々と。是に據れば正しく確執にて、鎌倉殿にも京都將軍にも謀叛せしに非ず。畢竟罪となるべき所は、固雖レ加<sub>三</sub>制止<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>應<sub>三</sub>上裁<sub>一</sub>の九字に過ぎず、唯<sub>レ</sub>和解に托して小山より打ち懸れる、是小山の負公事<sub>マケクツ</sub>にて、義政狼藉罪科遁れ難しと云はれつれども、未た謀叛人として家を取潰さる迄の大罪にはあらず。而るに坂東武士の意地の強さ、若し穩に旨を諭さるれば、いざ知らず、若し討手を向けられんには、縱<sub>ヨシ</sub>や十州の兵を傾け來りて攻らることも、力には容易く頭は下ぐまじきぞ、其儀ならば刀折れ矢盡くる迄は籠城せん<sub>シテ</sub>か、城門を閉ぢて降參せず。かくては鎌倉殿の威信にも影響あり。いかで此儘に看過さるべきにあらず。又取潰しも得ならぬより、自然京都將軍の力を借らざる事を得ず、京都將軍として故無くては取潰し難かるべし。されば將軍の許可を得ん<sub>シテ</sub>か、吉野の宮方と通せりとか、何とか逆心に落して、其罪を大にして、京都に請申し、さて將軍の加勢をも受け、大軍を催して征伐したりし者なり。されば鎌倉大草紙に、小山は關東の御下知を背て、剩陳謝の言までもなし。謀叛の最なりとて、鎌倉殿より御退治あるべし。但京の御加勢を頼不<sub>レ</sub>申ば、後難如何有べき由、上杉道合申により、梶原美作守道景を御使として、康暦三年上洛、即白旗一揆御加勢御合力を申請て歸國と云へり。謀叛人を征伐するに、何の後難をか恐るべき。謀叛人ならねばこそ、京都將軍に請申さでは、鎌倉殿の越度<sub>オチド</sub>たるべく、後難の程も恐ろしきなれ。かゝる當時の事情に因りて

構へられたる罪名なれば、無實の冤罪たりし事は疑ふべくもあらず。但義政とて全く過失無しとは謂ふ可らず。小山宇都宮ば下野の兩虎、兩虎相鬭ふは自然の勢。されば兩家確執は有勝ちの事、權謀術數は戦國武士の習とは云ひながら、今は兎に角世は足利家に統一せられて、鎌倉殿は東國の主君と仰がるゝ事と定まりつる上は、其制止は一應聽かねばならず。如何に負嫌ひの東國武士、先んずれば人を制すの氣早さとは云へ、和解の會に、和解を裏切りて、脳天よりの一擊、さすがの宇都宮も目眩きて打倒され、看る間に敵の打死八十餘人、一時の愉快はさる事なるべし。されど此は其も誰の罪ぞ。因あれば果あり、回り回りて咎は小山に歸せざるを得ず。さるに義政壯年之心淺さ、骨の硬さ、鎌倉殿の爲に腰を折り得ず。面目を立て得ず。されば鎌倉殿とて小山を滅すが本意ならぬぞ、今は抜きし刀の鞘に收まらん方も知られず。世に騎虎の勢と云へるは、かゝる時をば云ふなりけり。義政是をしも悟らざりしは、年齒淺くして閱歷深からずことを評すべきなれ。(鎌倉九代後記に、永徳二年四月十三日小山落城、義政糟尾山にて自害す、三十三歳と云へり)

大正十一年九月稿

本文鷺宮の神領の埼西郡に在りし者は、足利末期より全く無沙汰となりし由記したれど、其内大室村のみは至て縁故深く、古より鷺宮の神事に用ゐる竹は、大室の者を使へる習慣にて、今に至りて廢せず、六月十二月の大祓に用ゐる幣串の竹は、必ず大室の竹を用ゐ、現に大室村某家の竹籜より切出すを例とすと云ふ。五六百年の遺風尙ほ存す。醇朴の氣掬するに餘あり。此事近日大室人の直話を聞く、故に此に追記す。

中島竦